

4. 必要となる書類

- ・ 世帯全員分の住民票の写し又は外国人登録事項証明書
- ・ 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ・ 建物登記事項証明書の写し
- ・ 対象住宅の建物平面図
- ・ 転入前の市区町村の税完納証明書
- ・ 誓約書及び同意書

5. 奨励金の交付

申請書提出後、市による審査を行い、交付決定通知書により申請者に通知します。通知を受理後、『土岐市定住促進奨励金交付請求書』に記入・押印の上、市役所総合政策課へ提出してください。

※ 不交付の場合は、不交付決定通知書により申請者に通知します。

交付請求書を市で確認した後、指定された口座へ奨励金を振込みます。

6. 奨励金の返還

奨励金の交付後、正当な事由がなく対象住宅の所有者が第三者に変更されたときや対象住宅に居住しなくなったときは、交付決定の日から起算して、期間に応じた額（子どもの加算額を含む。）を市に返還していただくことになります。

- | | |
|------------------------------|------------|
| ① 交付決定の日から1年以内 | 奨励金の全額 |
| ② " 1年を超え2年以内 | 奨励金の3分の2の額 |
| ③ " 2年を超え3年以内 | 奨励金の3分の1の額 |

※ 虚偽の申請及び不正な行為が判明したときや市長が必要と認めたときは、期間に関わらず奨励金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

7. その他

この奨励金制度の期限は平成26年度（平成27年3月31日）までとなっていますので、奨励金を申請される方はそれまでに住宅の不動産登記や転入の届出など資格取得手続きを完了しておく必要があります。なお、状況により期間を延長することもあります。

【問合せ先】 土岐市役所 総合政策課

TEL : 0572-54-1111 (内線 212)

E-mail : sosei@city.toki.lg.jp